

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管府省庁・関連府省庁
110050	電気主任技術者の選任は事業場又は設備毎に必要であることの適用除外。	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項、第3項、主任技術者制度の運用について(内規)(平成15年10月1日付け平成15-09-11原第1号)。	電気事業法施行規則第52条第1項の表(イ)欄において複数の発電所等を直接統括する事業場を有する場合に、当該事業場に電気主任技術者を選任することにより、これら複数の発電所等に個別に電気主任技術者を選任せず一括管理することを認めている。 また、複数の発電所等を直接統括する事業場がない場合には、原則として、個々の発電所に電気主任技術者を選任することとなるが、主任技術者制度の運用について(内規)(平成15年10月1日付け平成15-09-11原第1号)で定める一定の要件に該当する者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること、申請に係る電気工作物は、選任しようとする者が、常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到着できるところにあること、点検は、規則第53条第5項第5号の頻度に行うこと、主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のための必要な事項を主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。に適合する場合は、電気事業法施行規則第52条第1項に基づき電気主任技術者の兼任を認めているところである。	D-1		複数の発電所等を直接統括する事業場に電気主任技術者の選任が可能であるとともに、一定の要件に適合する場合には電気主任技術者の兼任が可能であるため、現行制度で対応可能。							1150	1150010	電気主任技術者の選任は事業場又は設備毎に必要であることの適用除外。	電気主任技術者の選任等について、地域内に資格者を置き、維持及び運営の保安上、支障のないような体制を構築できれば、複数発電所を兼任可能とする。	コージェネレーション(ガスタービン)、バイオマス発電風力発電などを、地域内に分散設置する。 既設の法規では電気主任技術者を、各発電所に選任しなければならないが、本規制の特例が認められれば、保守上支障のない範囲の電気主任技術者で運用でき、管理コストの削減ができる。	北海道稚内市稚内新エネルギー開発株式会社(仮称) 民間企業	経済産業省
110060	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者が一定の範囲内で自管線により電力供給できる事業範囲の緩和	電気事業法第2条第1項第8号、電気事業法施行規則第21条	特定規模電気事業者は、電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの(以下「特定規模需要」という。)に於ける電気の供給(第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。)を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ、及び運用する送電路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が一般電気事業者が維持し、及び運用する送電路を介して行うものを営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者を行う。 特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係が必要とする。	50kw以上の需要者に対するPPSによる自管線供給D-4 50kw以上の需要者に対するPPSによる自管線供給D-2 50kw未満の需要者に対するPPSによる自管線供給C		特定規模電気事業者として届出を行えば、平成17年4月から高圧501kW以上の需要者に電力小売が可能となり、また、自管線(自前の送電線)による電力供給も平成17年4月から届出により可能となることから、特定供給の許可を得なくても、特定規模電気事業者として自管線による電力供給が可能になります。 また、既に特区において可能となっている特定供給の要件緩和についても、全国規模での規制緩和を実施することとなっており、特定供給制度の許可要件は、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後長期にわたり継続することが見込まれること、共同して組合を設立し、当該組合が発電設備の施設・保守又は維持管理を行う場合であつて、その関係が今後長期にわたり継続することが見込まれること、とする要件緩和を行います(平成16年度中)。この要件が満たされる場合には、特定供給による電力供給が可能となります。 なお、一般家庭などの電灯・低圧(50kW未満)の規制需要者に対する全面自由化については、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティや環境保全等の課題の高度、最終保障、ユニバーサルサービスの確保等の課題について十分慎重に検討する必要があるため、特区としては全国規模の規制緩和として検討することが適切であると考え、平成19年4月以降検討を開始する予定となっております。	右提案主体からの意見によれば需要家については50kW以上で、供給者が需要家と契約や基本合意により長期間の安定したエネルギーを供給することを確約する場合は想定されている。この点を踏まえ、特定規模電気事業者としての電力供給は特定供給による電力供給が可能かどうかを明確にし回答されたい。	電力供給できる事業範囲の拡大において、既に規制緩和されている内容では発電事業者が特定規模電気事業者の届出を行えば、特定供給の許可を得なくても50kW以上の需要家であれば、自管線による電力供給が可能となし、	50kw以上の需要者に対するPPSによる自管線供給D-4 特定供給D-2			1150	1150030	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者が一定の範囲内で自管線により電力供給できる事業範囲の拡大。	地元資本の会社と、その地域内の需要家が契約などで、長期間の安定エネルギー供給を相互に確約している場合も密接な関係とみなす。	コージェネレーション(ガスタービン)、バイオマス発電からのエネルギーを近隣の需要家に自管線を持って供給し、送電ロス・運用コストの削減が可能となる。	北海道稚内市稚内新エネルギー開発株式会社(仮称) 民間企業	経済産業省	
110070	「たら」輸入割当に関する申請者の資格要件の緩和	輸入貿易管理令第9条、輸入発表	0品目である「たら」の申請資格として、先着順割当に際して「輸入契約(一の輸入契約が20トンの上限に限定する。)を締結していること」を要件としている。	C		「たら」を含めた水産物の輸入割当は、限定的な輸入数量を適切且つ円滑に運用できるよう、その貨物を輸入する意志と能力があり、かつ当該輸入を行うのに最も適当であると認められる者に対して行われるものである。 このことから輸入割当申請については、流通実態、割当制度の運用等を踏まえて定められた一定の資格要件を満たした者のみが申請できるようになっており、また、当該資格要件は全国一律で実施することにより輸入割当の目的を達成できるものである。そのため、一部の地域に限ってこれを緩和することは勿論、流通実態、割当制度の運用等の議論を踏まえては全面的に緩和することが適当でない。 最低取扱数量の20%の資格要件については、過度に細分化した割当枠が貿易障壁となっていると輸出国から指摘されたことから設けたものであり、先着順割当において当該資格要件を緩和することが、現在の流通実態に照らして当初の規制趣旨と矛盾するものでないか、関係省庁、関係者及び関係国との間で整理をする必要がある。従って、特区内において当該資格要件を緩和することは困難であるとともに、現時点では、全国的にいつ、何ができるか確約できない。	「たら」の漁獲量が減少していることにより、輸入数量全体が限定的な数量となっても、限定された輸入数量を実施するため先着順割当での資格要件を20トンとする理由が明確ではない。また、20トンの資格要件が中小の輸入業者が参入する際の障壁となっていないかどうかという点についても明確ではない。さらに資格要件の緩和について関係省庁、関係者及び関係国との間で整理する予定の有無についても明確ではない。これらの点について明確にするとともに、再度検討し回答されたい。	「たら」の輸入割当に係る申請者の資格要件が20トン以上という、要件を緩和する	B-2		1189	1189010	「たら」輸入割当に関する申請者の資格要件の緩和	毎年度示される。「たら」の輸入割当の申請者の資格要件中、一の輸入契約が20トン以上という、要件を緩和する	「たら」は国内でも弁当、仕出しなど外食産業で需要が高いが、資源が徐々に減少しまとまった漁獲量がない為「輸入契約20トン以上」という要件をクリアすることが難しく、輸入枠を有効に活用していない。そこで資格要件を緩和することで中小の輸入業者が市場に参入し、市場の価格の独占を防ぎ、市場が自由化・活性化される。	有限会社 フューチャー ファッシュ 社団法人 中国地産・海産物 ビジネス協議会	経済産業省 農林水産省		
110080	鉱業権設定に係る許可手続きに、地元市町村の意向確認を導入する特例	鉱業法第21条、第24条	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願して、その許可を受けなければならない(鉱業法第21条)。 鉱業権設定の出願があったときは、許可権者である経済産業局長は、関係都道府県知事に対して協議を行わなければならない(同法第24条)。 当該協議においては、鉱業の実施による公益上の支障の有無の判断に留意するほか、鉱業の実施が住民の保健衛生のほか、公共の用に供する施設や文化財、公園、他産業等に与える影響について協議を行っているところであり、関係都道府県知事から提出された意見は、経済産業局長が鉱業権の設定に係る許可又は不許可の判断を行う上での重要な判断材料となる。	C		現行制度において、経済産業局長は、鉱業権設定の出願を受け関係都道府県知事との協議を行わねばならず(鉱業法第24条)、当該協議の際には、関係都道府県知事は、鉱業の実施による公益上の支障の有無を判断する上で、地域の実情を知るため、都道府県内の関係市町村長に対して照会を行っているのが通常である(亀山市が提案理由中に挙げている案件についても、三重県から亀山市に対して照会がなされたこと)。 また、経済産業局長が現地調査の必要があると認められる場合には、現地全調査が行われる(同法第18条3号)。この場においても、出願人、経済産業局、都道府県、市町村の担当者が立ち会い、調査及び協議等が行われることが通常である。 このように、現行制度においても、出願地域の自治体の意向を十分に確認した上で鉱業権許可を行っているにもかかわらず、鉱業権設定の出願を行った市町村長への事前協議を新たに義務付けるとは、出願者に過度の負担を課すこととなり、それを軽減させるための手法も想定し得ないことから、事前協議制を導入することは望ましくない。	経済産業局長が、法183条に基づく(実地)検査の必要があると認めない限り、市町村が直接経済産業局長(出願者)と協議を行うことが出来ない。法14条の照会については、複数市町村にまたがる案件でない場合、市町村が照会を経由せず直接照会への回答することが出来ないが検討し回答されたい。併せて、市町村が照会の理由無く直接照会への申し出があれば対応できるよう検討し、回答されたい。	鉱業権の許可不許可の判断をする際には、たとえ鉱業出願区域が単一の市町村の行政区画内に収まる場合であっても、鉱業の実施の影響が河川や大気等を通じて周辺市町村にも及び可能性等を考慮することが必要である。 したがって、広く遡進無く(公益調整を行うため、鉱業法第24条に基づく協議(以下「24条協議」という)においては、これら周辺市町村を含む広い行政区画において公益を調整しうる都道府県知事に対して引き続き協議を行うことが必要である。 なお、24条協議を通じて関係市町村の意見が十分に汲み上げられるよう、昭和47年3月1日付け資源エネルギー庁通達に基づき、国(経済産業局長)は都道府県知事に対して、出願の区域に係る市町村の長の意見を徴する等により地元の意見を反映して回答することを要請しており、現行の24条協議においても、関係市町村の意見が十分に反映されているものと考えている。	C		1190	1190010	鉱業権設定に係る許可手続きに、地元市町村の意向確認を導入する特例	鉱業法第21条(設定の出願)における出願先を、経済産業局長から地元市町村長へ変更する。 鉱業法第24条(都道府県知事との協議)を変更し、地元市町村長と出願者での事前協議を義務付け、同意が得られることを許可要件として明記する。	本市では、開発行為の事前協議を行うための規程として、亀山市環境保全条例を制定している。同条例第2条に規定される届出が必要となる開発行為として、鉱業法規定の試掘及び採掘計画を加えるよう条例改正を行い、鉱業権設定の出願が市町村長に提出された場合には、同条例第7条規定の亀山市環境保全審議会の審議の対象とする。 亀山市環境保全審議会では出願事業者と協議を行い、環境保全のために必要な助言あるいは指導勧告を行い、協議結果を開発行為審査委員会に送付する。 鉱業法の出願がなされた場合には、亀山市水道水源保護条例で設置された水道水源保護審議会において、鉱業法規定の試掘及び採掘計画が水源に影響を及ぼす規制対象事業場であるか否かの審議を行い審査結果を開発行為審査委員会に送付する。 同意審査委員会は総合的な審査を行い、鉱業権の試掘・採掘行為の承認、不承認の判断を行う。 審議を終らうて承認された鉱業権の開発行為は、同条例第4条に規定される環境保全協定を締結し、市町村長は意見書(この場合は同意書)を附して、出願書を経済産業省に提出する。 経済産業省は地元市町村の同意があることと鉱業法第35条に該当しないことを要件に許可を出す。	三重県亀山市	経済産業省		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管省庁・関連府省庁
110090	上水道の水源地域における鉱業権設定出願の適用除外	鉱業法第15条、第21条、第35条	鉱業出願地における鉱物の掘採が、保健衛生を害する、公共の用に供する施設等を破壊する、文化財や公園等の保護に支障を生じさせる、他の産業の利益を損ずるとして公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は鉱業権設定の出願を許可できないこととされている(鉱業法第35条)。また、鉱物を採掘することが一般公益や他産業と対比して適当でないとき公害等調整委員会が認め、鉱区禁止地域として指定した地域においては、鉱業権の設定は禁止されており(同法第15条)、都道府県知事は、公害等調整委員会に対して鉱区禁止区域の指定を請求することができる(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条)。	D-1	-	左記のように、保健衛生上害があり、又は公共の用に供する施設等を破壊し、公共の福祉に反するような鉱業権の設定については、これを排除するための措置が現行制度上で整備されている。							1190	1190020	上水道の水源地域における鉱業権設定出願の適用除外	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、上水道の水源地域においては鉱業権を設定できない区域とする。	上水道の水源地域を鉱業権(試掘・探掘)の設定区域から除外することにより、上水道供給を安定させ、地域住民の公共の福祉(生活権)を守るもの。	三重県亀山市	経済産業省
110100	国定公園内の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業法第15条、第21条、第35条	鉱業出願地における鉱物の掘採が、保健衛生を害する、公共の用に供する施設等を破壊する、文化財や公園等の保護に支障を生じさせる、他の産業の利益を損ずるとして公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は鉱業権設定の出願を許可できないこととされている(鉱業法第35条)。また、鉱物を採掘することが一般公益や他産業と対比して適当でないとき公害等調整委員会が認め、鉱区禁止地域として指定した地域においては、鉱業権の設定は禁止されており(同法第15条)、都道府県知事は、公害等調整委員会に対して鉱区禁止区域の指定を請求することができる(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条)。	D-1	-	左記のように、国定公園の保護に支障を生じ、公共の福祉に反するような鉱業権の設定については、これを排除するための措置が現行制度上で整備されている。							1190	1190030	国定公園内の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、国定公園内においては鉱業権を設定できない区域とする。	国定公園区域内を鉱業権(試掘・探掘)の設定区域から除外することにより、本来の優れた自然の風景地を保護するとともに将来の子々孫々まで継承するものとする。	三重県亀山市	経済産業省
110110	試掘権における施業案の安易な変更手続き改正	鉱業法第63条	試掘権者は試掘の実施にあたり、具体的な事業計画である施業案を定め、これを経済産業局長に届出なければならない(鉱業法第63条)。なお、施業案中の鉱害防止等保安に関する事項については、鉱山保安監督部長は、経済産業局長と協議の上で、試掘権者に変更を命ずることが可能である(鉱山保安法第22条第2項)。	D-1	-	左記のように、施業案中の鉱害防止等保安に関する事項については、現行制度上でその内容の変更を命ずることができる。	当該事例のように、単なる地表踏査であることのみで試掘権出願しているものを、施業案を経済産業局長に届出を行うことで、地方の間与なして変更することについてバランスを失うと思われるので、この点を明確にし、回答されたい。			D-1	-		1190	1190040	試掘権における施業案の安易な変更手続き改正	試掘権者が施業案を変更する場合も鉱業法第24条に基づき協議を行い、市町村意見を反映するため、市との事前協議制度を導入させる。	鉱業法第63条第1項において、試掘権者は事業計画である施業案を経済産業局長への届出のみで簡単に変更できるため、これを鉱業権出願の場合と同様に法第24条に基づき協議を行うこととし、市町村との事前協議制度を導入し地元の公益を確保するものである。	三重県亀山市	経済産業省
110120	工業団地の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業法第15条、第21条、第35条	鉱業出願地における鉱物の掘採が、保健衛生を害する、公共の用に供する施設等を破壊する、文化財や公園等の保護に支障を生じさせる、他の産業の利益を損ずるとして公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は鉱業権設定の出願を許可できないこととされている(鉱業法第35条)。また、鉱物を採掘することが一般公益や他産業と対比して適当でないとき公害等調整委員会が認め、鉱区禁止地域として指定した地域においては、鉱業権の設定は禁止されており(同法第15条)、都道府県知事は、公害等調整委員会に対して鉱区禁止区域の指定を請求することができる(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条)。	D-1	-	左記のように、他産業の利益を損じ公共の福祉に反するような鉱業権の設定については、これを排除するための措置が現行制度上で整備されている。							1190	1190050	工業団地の鉱業権設定出願の適用除外	産業集積地である工業団地を鉱業権(試掘・探掘)の設定区域から除外することにより、工場進出等をはじめとする安定した企業活動を支援することが可能となる。工業専用地域として位置づけられる地域の計画的な土地利用を促進し、地域の経済発展に寄与するものである。		三重県亀山市	経済産業省

